東広島市監査公表第９号

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき、令和元年度財政援助団体等監査を実施し、同条第９項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和２年３月３０日

東広島市監査委員　水　戸　　晃
同　重　河　　格
同　加　藤　祥　一

財政援助団体等監査結果報告書

第１　監査の対象

監査区分	対象団体等	対象期間
財政援助団体	公益社団法人 東広島市シルバー人材センター	令和元年度（令和元年９月末現在）

第２　監査の実施期間

令和元年１１月１４日から令和２年３月２３日まで

第３　監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、東広島市が補助金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務で当該財政的援助に係るものが、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、関係資料を抽出審査するとともに、実地調査及び関係者からの説明聴取により実施した。

第４　監査の結果

監査の結果、事業運営等は関係法令等に従いおおむね適正に執行されていた。なお、軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指摘した。

財政援助団体等監査結果報告書

第１　監査の対象

監査区分	対象施設	対象法人等	対象期間
指定管理者	東広島市立図書館	株式会社 図書館流通センター	令和元年度（令和元年１１月末現在）

第２　監査の実施期間

令和２年１月２０日から令和２年３月２３日まで

第３　監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、関係資料を抽出審査するとともに、実地調査及び関係者からの説明聴取により実施した。

第４　監査の結果

監査の結果、事務事業は関係法令等に従いおおむね適正に執行されていた。なお、軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指摘した。